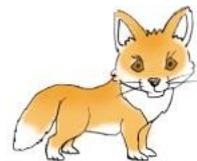


～よくある質問～

Q1. 見たことも無い動物がうろついている。襲ってきたいしないか？

- A. 基本的に、こちらから追い詰めたりしない限り、**動物の方から襲ってくることはありません**。しかし病気や寄生虫を宿している場合がありますので、むやみに追いかけたり、捕まえたりしないようにしましょう。



これまで、市内各所から幾度となく問い合わせがあり、現地で確認するとそのほとんどが病気やケガをした**タヌキ**でした。**タヌキ**以外にも、**キツネ・ネコ・イタチ・ニホンアマガマ・アライグマ・ハクビシン**といった野生動物が、彦根市内の至るところで生息しています。**実は街中でも野生動物は、人の目に触れないように生きています**。野生動物からすると、自分の何十倍も大きな人間は、恐ろしい存在でしかありません。しかし、子どもの場合はあまり警戒心がありませんし、病気やケガで弱っている場合には、人の前に現れる場合があります。

Q2. 畑や自宅周辺に動物が出没する。来ないようにするには？

- A. 市内のある畑で撮影したところ、タヌキ・キツネ・ネコ・イタチなどいろんな動物が映っていました。**畑などに動物が集まるのは、そこにエサとなるものがあるから**です。野菜や果実、野菜くずなどを食べるために草食・雑食の動物や昆虫がやってきます。そしてその動物・昆虫を食べるために肉食・雑食の動物などもやってきます。**そこにエサとなるものがある限り、絶えず動物たちはやってきます**。

対処法としては、**動物たちがエサを簡単に手に入れられないように**することです。

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| ●周囲に柵や網を設置する。 | → 動物の侵入を防ぎます |
| ●生ごみなどは適切に処理する。 | → 放置しておく動物を呼び寄せることになりません |
| ●集積所はきれいに管理する。 | → 同上 |
| ●定期的に草刈りをする。 | → 虫などの発生を抑えます(空き地は管理者に相談を) |

Q3. 天井裏に何か動物が侵入したようだ。どうしたらいい？

- A. 人家に動物が入り込む理由としては、ねぐらにしている、えさのネズミを求めてきた、春から夏頃なら子育て、冬なら越冬などが考えられます。縁の下や増改築した建物の継ぎ目、屋根の隙間などが侵入口となります。ほとんどの場合、動物に襲われるなどの直接的な被害はありませんが、放っておくと、糞尿などで悪臭がしたり天井が腐食することもあります。侵入口がある限り、動物は出入りしてしまいますので、根本的な対策が必要です。

根本的な対策としては、次の①～③です。

- ①**侵入口を見つける**(縁の下・建物の継ぎ目・屋根の隙間など)。
- ②**動物を建物から追い出す**。
- ③**追い出した後に、侵入口を塞ぐ**。



なお、防除を生業とする**専門業者**があり、電話帳に「**消毒業**」という分類で記載があります。**専門的な知識と技術を駆使して、再発防止の対策まで実施**されるため、市へ相談があった場合の、対応の選択肢の1つとして説明しています。

～よくある質問～

Q4. 出没する動物を捕まえてもらえないか？

- A. 生活環境課では、**アライグマ・ハクビシン・ヌートリア**を捕獲しています。
その他の動物（タヌキ・キツネ・ネコ・イタチ・ニホンアナグマなど）は**捕獲できません**。

アライグマ
ハクビシン
ヌートリア



→ 捕獲の対象

タヌキ・キツネ
ネコ・イタチ・
アナグマ・ヘビ



→ 捕獲の対象ではあり
ません

本来、**法律で野生動物の捕獲は原則禁止**されています。
ただし、**アライグマとハクビシンとヌートリア**に関しては、**許可**を得て**生活環境課で捕獲**しています。これらの動物は外来生物で、元々日本には生息していませんでした。人の手によって持ち込まれ、日本全国で繁殖し、古来より日本に生息する在来種を捕食するなどして、生態系に影響を与えています。**アライグマとヌートリアは特定外来生物**、**ハクビシンは滋賀県指定外来種**にそれぞれ指定されています。

私たちは、**日本の在来種を守り、生態系を壊さないようにするために**、捕獲しています。

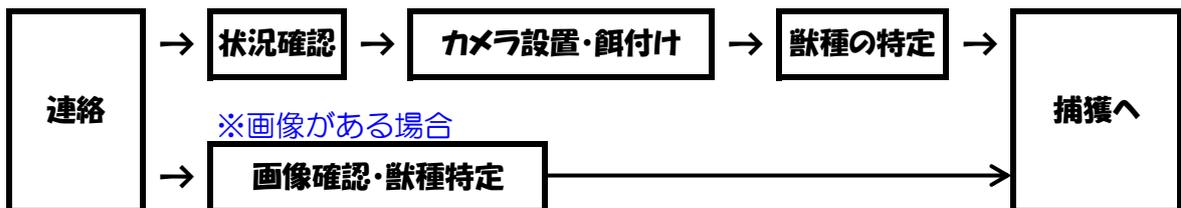
人家に出没する**アライグマとハクビシン**の目撃情報については、聞き取り情報や現場の痕跡、撮影された画像などがあればまず**獣種の確認**を行い、確認ができれば、**屋外にわなを設置して捕獲**します。

獣種が不明な場合、**屋外にカメラを設置**して種の特定制を行い、確認できれば捕獲します。

しかし、**特定ができない場合**や、特定できたとしても**アライグマとハクビシン以外の動物**であれば、**捕獲できません**。

可能であれば、獣の姿をカメラやビデオなどで撮影いただければ、画像で獣種を確認しますので、その後の対応も迅速に行うことができます。

★アライグマやハクビシンの目撃情報があった場合の対応例



※ カメラや捕獲はいつでも対応できるわけではありません。

※ 撮影や捕獲に際し、餌付けをしますので、他の動物を呼び寄せる可能性があります。

野生動物の捕獲には**許可**が、**わなの取扱**には**免許**が、それぞれ必要です。

彦根市は、特定外来生物等の捕獲について、**有害鳥獣駆除の許可**を**滋賀県知事**から受けています。

また、**わなの取扱**については、当課の担当職員が**わな免許を取得**しております。

もし、自分でわなを設置して駆除をしようという場合は、**許可と免許**をお忘れなく。

Q5. ハチの巣の駆除をしてもらえないか？



- A. ハチに限らず、アライグマやハクビシン以外の動物に関しては、**当課では対応できません**。それぞれの土地・建物の管理者での対応をお願いしています。
駆除に関しては**専門業者**があり、電話帳では、「**消毒業**」または「**ハチ駆除**」という分類で掲載されています。また、自宅以外の場所については、その場所の管理者にご相談ください。